

平成23年 教育委員会第1回定例会 会議録

日 時 平成23年1月25日（火） 午後3時30分～午後4時56分
場 所 富士見みらい館 1階会議室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第1号』 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
- (2) 『議案第2号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
- (3) 『議案第3号』 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

【指導課】

- (1) 『議案第4号』 千代田区教育委員会の教育目標及び平成23年度千代田区教育委員会の基本方針

【図書・文化資源担当課】

- (1) 『議案第5号』 千代田区立日比谷図書文化館の指定管理者の指定

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成23年度予算（案）の概要

【子ども支援課】

- (1) 千代田区高校生等医療費助成条例の制定
- (2) 区立幼稚園の学級編制基準（案）のパブリックコメント結果

【学務課】

- (1) 九段中等教育学校 出願状況

【指導課】

- (1) 事故報告 【秘密会】

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 平成22年度区立小学校他デジタル放送受信機等の購入

【学務課】

- (1) インフルエンザの状況

【子ども総務課】

- (1) 千代田区立九段中等教育学校における発達支援体制構築のための調査検討会（第1回）会議録

出席委員 （５名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員 （９名）

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司
図書・文化資源担当課長	前田 康行

欠席職員 （１名）

児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
---------------	-------

書記 （２名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、傍聴者は現在いませんけれども、もし傍聴者がおいでになって傍聴したいということであれば、傍聴を許可することにしておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ただいまから平成23年教育委員会第１回定例会を開会します。

今日は、峯岸児童・家庭支援センター所長は欠席です。

今回の署名委員は、中川委員にお願いをいたします。

本日の議事日程はお配りしてあるとおりでございますけれども、第２、報告の指導課の事故報告、これは個人情報が含まれておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第６項ただし書きの規定に基づきまして、非公開といたしたいので、その可否を求めます。

賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

市川委員長

全員賛成でございますので、それでは非公開とします。

この件につきましては、ただいま非公開となりましたので、議事日程の最

後に、関係者以外退席していただきまして行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎日程第 1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第 1 号』 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
- (2) 『議案第 2 号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
- (3) 『議案第 3 号』 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

指導課

- (1) 『議案第 4 号』 千代田区教育委員会の教育目標及び平成23年度千代田区教育委員会の基本方針

図書・文化資源担当課

- (1) 『議案第 5 号』 千代田区立日比谷図書文化館の指定管理者の指定

市川委員長

それでは、日程第 1 の議案に入ります。

議案第 1 号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、議案第 2 号、幼稚園教育職員の給与に関する条例及び議案第 3 号、幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の 3 件について、子ども総務課長から説明をしてください。

子ども総務課長

それでは、この議案の 1、2、3 号、この案件は条例案件でございます。2 月 9 日から開催をされます、23 年第 1 回の区議会定例会に提案をする予定でございます。

なお、内容につきましては、指導課長より一括で説明をさせていただきます。

指導課長

それでは、私から幼稚園教員の給与条例関係について説明をさせていただきます。

このことは、この会でもこれまで何回かご検討いただいている案件で、ほとんどは区長部局で、区の職員がこのように変わります、それに連動して、区の職員の 1 つである幼稚園教諭も同じ内容で条例改正をご検討いただくということが多かったかと思います。しかし、今回は区長部局の区職員全体にかかわるものと、幼稚園教諭だけに相当する部分と、2 種類含まれております。

お手元の資料は、概要版ということで、議案第 1 から 3 号の概要版という資料、それから議案本体になります成文をとじたもの、そして 1 号から 3 号の新旧対照表と、この 3 種類の資料を綴じたものを用意させていただきました。2 番目にあります本体についてご決定いただくわけですが、非常に複雑になっているもので、この概要版を使わせていただいて説明をいたします。

議案が 1 号から 3 号まで 3 本あるのですが、根幹にかかわる部分は第 2 号

でございます。第2号の変更に伴って、文言修正等、影響が出てくるものが1号、3号と、派生しております。

そもそもの改正の理由でございますが、幼稚園教員の職務・職責をより明確に反映した給与制度を見直すということが根幹にございまして、今回見直す具体というものでございます。

これが幼稚園教員独自のものでございまして、改正理由1の後段になりますが、3行目の「今定例会において」という文言以降になるんですけども、「公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例」というものが今回上程されまして、これは区の職員と連動する内容になっております。こちらが条例改正しますので、それと連動するという運びでございます。

具体といたしましては、2の改正内容の(1)から(4)が幼稚園教諭独自のものでして、(5)(6)については区職と連動するものになっています。

改正内容の(1)から(4)の根幹になるものが、(2)新たな4層制の給料表を導入しますというものが、本案のスタートになってくるわけですが、お手元の概要資料の下に表をつけさせていただきました。現在の幼稚園教諭の給料表というのは、3層、1級から3級になっております。そのそれぞれの給料表は、1級が助教諭、それから2級に教頭と教諭、そして3級が園長という、こういうくくりになっておりました。1級の助教諭については、東京都から特別区に幼稚園教諭の所管が移った時点でも、またそれ以前にも、この助教諭というのは、ここ数十年、東京都にはおりません。存在しないものをいつまでも残さないでおこうということが1つあります。

それから、一番の課題は、管理職である教頭と教諭が同じ給料表に位置づけられていたことです。これが、3年ほど前から、特別区の幼稚園担当のほうで制度改正に向けた準備をし、今回こういうような形で提示されているものです。この管理職と教諭が2級に同時に位置づけられていることを解消し、先ほど一番最初にお伝えした助教諭を取り除き、また、新たに主任教諭、これは小中学校と連動するものですが、教諭を職務の責務の度合いに応じて分化していくというものでございます。また、あわせて、教頭を副園長と位置づけを変更するということです。既に本区の場合は、小中学校の教頭を副校長に切りかえるときに、幼稚園も副園長と切りかえております。ですから、呼称として、呼び方として、既に副園長と変わって、今日も使っているわけですが、条例上、法的な位置づけで、明らかな、明確な位置づけをしていくというものでございます。

改正内容2の(2)が4層制に切りかえるというものが一つです。それから、(1)は今お話しさせていただいたように、教頭を副園長に改めるということでございます。

主任教諭について説明をさせていただきましたが、条例には、この主任教諭ということは定義されておらず、教育委員会規則で、別途規程していただきますので、今回は、ここに、(1)にありますように、「教頭を副

園長に改める」というのみの表記になっております。

続きまして、3番目の、いわゆるボーナス、期末・勤勉手当の取り扱いの中で、職務段階加算というものがあるのですが、現行は教諭の経験年数で決定をしておりました。経験年数が大卒12年で5%、30年を超すと7%というような、経験年数に応じたものをしておりましたけれども、今回は職務・職責に応じたという視点から、主任教諭を設定いたしますので、2級以上の職層にこの加算をして、それ以外の、つまり具体的には教諭には加算はしないと、こういう取り扱いに変更するという内容でございます。

また、4番目に義務教育等教員特別手当、義務特手当と通称呼んでおりますが、これは人材確保法、教員に優秀な人材を確保するという流れで出てきた手当でありますけれども、所期の目的を達成したということで、徐々にこの義務特手当を縮減するという方向は、数年前に打ち出されております。その考えに基づきまして、国庫負担金が23年1月から縮減されますので、新しい給料表に応じ、また支給の割合を見直しまして、上限額をこちらにありますような金額に見直しを行うというものが4番目でございます。幼稚園教員独自に適用される内容が、この4種類でございます。

次に、5番目になりますが、「公益的法人への千代田区職員の派遣等に関する条例」の改正と申しますのは、お手元の資料の新旧対照表という、右側に「旧（現行）」、左側に「新（改正後）」という表仕立ての資料があるかと思いますが、これを1ページめくっていただきまして、3ページ相当ですが、ページ振りは4分の2と表記されているところの、右側の一番上、これは第24条の2項になるのですが、これまで幼稚園の教員の給与に関する条例の中で、アンダーラインを引かせていただいておりますが、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律には、その派遣の期間中、いかなる給与も支給しない」という規程がございました。これは区の職員全体も同じような規程があります。このことについて、現実的には、派遣先に補助金を公共団体から交付しまして、人件費に充てたという経緯がございます。ただ、これが、先年末に違法であるという判決がありまして、それを踏まえての改正ということでございます。この条文を削除して、労基法の本体である例外規程を適用する、つまり自治体の条例の中で支給するという規程を定めれば支給できますよという考え方がございまして、それを活用して、今回整備するというものでございます。

ただ、幼稚園教諭を公益法人へ派遣するということは、現実的にはほぼありませんが、制度の可能性としてゼロではないということで、ここに区の職員と同様に整理するものでございます。

あわせて、6番目も区職員との連動になるのですが、過日、超過勤務手当について、月60時間を超えた場合に比率が変わりますということで、1回こちらの会でもご承認いただいたことがあったかと思います。その条例の補正になります。どういう部分が修正になるかといいますと、これも労基法に基づいて、日曜日については該当しないということがこれまでの取り決めであ

ります。しかしながら、人事院で民間を調査したところ、日曜日についても、月60時間を超える場合は、超過勤務手当の割合を100分の150で適用しているところが6割以上ありました。また、国も既に民間と同様に、日曜日を含めているということが明らかになりましたので、これを国や民間に準じて、千代田区の職員についても適用しようという考え方でございます。

ただ、先ほど触れましたが、教職調整手当ということで、教員には残業手当が出ませんので、現実的にはあり得ないのですが、条例のつくりの関係で、ここで修正をご承認いただくというものでございます。

議案第2号の主な内容は以上でございます。4層にして、新たな職務名を制定するという事で、議案第1号の勤務時間、休日、休暇に関する条例の中では、幼稚園職員は、園長、副園長、教諭、養護教諭ですよという定義の部分があるんですが、そこが変更になるというものが議案第1号になっております。

それから、議案第3号につきましては、1号と同様に、2号の考え方に基づき定義が変わりますよということと、先ほど公益法人の派遣のお話をさせていただきましたが、この公益法人に派遣した場合については、給料の一部とみなしますよと。現実的にはほとんどないケースですが、給料とみなしますよという規程を盛り込むということで、第3号が示されているものです。

非常に大まかな表現をさせていただけば、議案第2号が概要版の1から6に相当する内容でして、それに連動して、文言修正等の関係で1号、3号が派生しているというふうにお考えいただければと思います。

説明は以上でございます。

市川委員長

ご苦労さまでした。余り適用のないものまで、丁寧に説明していただきましたので。

というわけで、何かご発言があればお願いしたいと思います。

すっきりするわけだね、これで。4級に分けるって。きっちりね。

指導課長

はい。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、これは議案でございますので、採決をしたいと思いますが、1号から3号、ただいまの説明にもありましたように、それぞれ関連する議案でございますので、一括採決にしたいと思います。

この3件について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、当委員会としてはそのように決定をいたします。

子ども総務課長

委員長、ちょっとよろしいでしょうか、今の点につきまして。

ただいまご議決をいただきました3つの条例案でございますが、また後ほど、千代田区長より教育委員会に対して意見聴取がございます。その際に、ただいま異議なしということでご議決いただいたものですので、内容趣旨に

	相違がない場合は、教育委員会としては異議がない旨を区長に回答したいと思います。その点、ご了承ください。
市川委員長	区長のほうから照会があった場合、内容の変更がない場合は教育委員会として異議がないと回答したいということを、あらかじめご了承くださいと、こういう話でございました。 よろしゅうございますね。 (了 承)
市川委員長	それでは、次に、議案第4号、千代田区教育委員会の教育目標及び平成23年度千代田区教育委員会の基本方針について。これを指導課長から説明をお願いします。
指導課長	それでは、本教育委員会の教育目標と、来年度、平成23年度の方針について、ご審議をお願いしたいと思います。 このことにつきましては、前回2回ほどお時間をいただき、ご協議いただいたものでございます。12月14日にさまざまなご意見をちょうだいいたしまして、その意見を反映させたものを12月28日にご確認いただいたところでございます。それを清書したものを、今日改めて議案として提出させていただいております。12月28日の内容と本議案の内容は、変更ございません。よろしくご審議をいただきたいと思います。
市川委員長	ただいまの説明のとおり、既に昨年の12月28日に審議した中身と変わっていないという説明でございます。しかしながら、何かご意見がありますれば、承りたいと思います。
古川委員	説明いただいていたんですが、教えていただきたいところが。 基本方針2の(2)ですが、理科の支援員や生活支援員の育成等のための区内の大学との連携というのは、具体的にどういったことなのかを。学生のボランティアとか、そういうことですか。
指導課長	いえ、理科支援員と申しますのは、小学校の教員が理科の授業を担当しますけれども、それを補佐する立場、高校等で言えば理科助手のような役目を果たす者です。この方々は、区として選考いたしまして、配置になるのですが、その育成として、現在は大妻女子大学で講座を開設しておりまして、こちらで受講した方々を採用する流れになっております。
市川委員長	よろしゅうございますか。
古川委員	生活支援員の方も、大妻で何か講座を受けているんですか。
指導課長	失礼しました。学習生活支援員、特別支援教育・発達障害支援にかかわる支援員ですけれども、臨床心理士等の資格を持った方々もいますけれども、やはり大妻女子大が養成講座を今運営しておりまして、こちらで実習ですとか演習を重ねた方々に応募していただいて、その中から配置を検討していくという流れ、学習生活支援員については2本立てになりますけれども、区内大学との連携をしながら育成しつつ、措置をしていくという流れになっております。
古川委員	はい。ありがとうございます。

市川委員長
古川委員
市川委員長
中川委員

よろしいですか。

はい。

ほかにいかがでしょうか。

1つ、よろしいですか。

休みにゆっくり、読ませていただいたんですけども、読んでいきますと、途中でもって助詞をもう一個入れたほうがいいんじゃないかなとかと思うところが幾つかありましたので、それは後で事務局にお渡ししたいと思います。そのほかに、教育目標の、枠で囲んである上のほうに、枠の上の3行目、「教育目標」に基づき、将来を担う人材を育成するとともに」というのがあるんですけども、この枠の中は、2行目に、「文化と伝統が息づくまち千代田」の実現を目指し、未来を担う子どもたち」というふうに、同じような意味が2つの言葉になっているから、1つにしたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど。いかがでしょうか。

それと、基本方針1の「人権尊重の精神と豊かな人間性を育む」の中に、下の2行目、「そのため、学校・児童関連施設等、子どもたちとのすべてのかかわりを通し」という文章があるんですけど、この「すべてのかかわり」というのはちょっと意味がわからないなど、私は思いました。要らないんじゃないかなと思うんですけど、「すべて」って。

指導課長
中川委員
指導課長
中川委員
市川委員長
指導課長
市川委員長
中川委員
古川委員

そうですね。わかりました。

そのほか、ちょっと、「の」とか「し」とかというのが幾つか

「子どもたちとのかかわり」としたほうが。

いいんじゃないですか。

どうですか、今の。

はい。修正させていただきます。

よろしゅうございますか。

はい。

すみません、もう一点。すみません、ささいなことなんですけど、基本方針の5の(8)なんですけど、安全マップとか地域の見守りの活動なんですけど、下から2行目で、「持続的・継続的な地域の見守り」となっていて、「持続的」と「継続的」はわざとつなげているというか、あえてのことなんですか。

市川委員長

なかなか、似たような言葉だけど、ニュアンスが違うような気がするんですよ。「持続的」というのは、長期間にわたって、そのことを続けていく。「継続的」というのは、何かこう、新しいものを取り入れて、それはそれでまた続けていくというニュアンスがあるのかなというふうに読んだんですけども。でも、似ていることは似ていますよね。持続は継続になれば、もう継続になっちゃう。

古川委員
指導課長

そうですね。あえてというなら、よろしいかと思うんですけど。

微妙なニュアンスは出しているわけですが、日本語としてすっきりさせるというのもあるかと思います。ちょっと、しつこいといえはしつこい。

古川委員	でも、強調されているということであれば、それはそれで。
市川委員長	まあ、ニュアンスとか言葉をやり出すと、暗やみの世界に入っていくようなことになりますもんですから。私も、きっと、多分そういう発言をするときは、何かはっきりしたことじゃないことも断定的に言うのかもしれないなと、今の「持続的」と「継続的」のようにね。
	どうですか、そこは。
指導課長	ここについては、できましたらこのままの取り扱いでよろしいでしょうか。
市川委員長	よろしいですか。
古川委員	はい。
市川委員長	じゃあ、そのようなことにさせていただきますが。 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。 (「なし」の声あり)
市川委員長	それでは、本件も議案でございますので、議案第4号につきまして採決をしたいと思いますが。
子ども・教育部長	委員長、先ほどの助詞のほうの訂正も若干あるということだったんですが、これは議案ですので、どうしたものか。
中川委員	たくさんじゃないから、それはいいです。
子ども・教育部長	そうですか。それでもここでご指摘いただければ。
中川委員	ちょっと、細か過ぎると言われちゃうかもしれないのですが、ちょっと、ずっと読んでいくと、違うほうがいいのかかなと思ったりしたことがあったものですから。 まず、千代田区教育委員会の教育目標の7行目、「教育の歴史と伝統を踏まえ、」になっているんですけど、ここに「て」というのを1字入れたほうが、何か流れがよかったんですが。
指導課長	はい。
中川委員	それから、下の「将来」と「未来」というのは違うと思いますか。どうでしょう。
指導課長	統一いたします。
中川委員	それから、括弧の中の下から5行目に、「主体的に学ぶことのできる生涯学習社会の実現と」なんですけども、「生涯学習社会を実現し、他者や社会、自然や環境と共に生きる共生社会の実現を図るとともに」というふうに、「と」を「し」にしたほうがいいのかかなと思ったんですが。「社会を実現し」。
指導課長	はい。「実現し」。
中川委員	はい。「、」。
指導課長	それでつなげていくという。
中川委員	はい。 さっき「すべてのかかわりが」の「すべて」をとるということで。
指導課長	はい。基本方針1の枠内。

中 川 委 員 はい。そうですね。

 そして、あと、3ページの上から2行目なんですけども、「また、理科支援員、学習・生活支援員育成」の間に、「学習・生活支援員の育成等のため」というふうに、「の」を入れたほうが、ちょっと漢字ばかりになっちゃうから、よいかなと思ったんです。

 あと、最後のページで、11番「開かれた学校づくりを推進するため」の2行目なんですけども、この「また、自校・園の教育活動や学校運営に対する自己評価」という、この「自校」という言葉はいいのかなというのが疑問だったんですが。「自校」でよろしいんでしょうか。

指 導 課 長 通例は、それぞれの自分の学校という意味で、「自校の課題を」云々かんぬんというような表現で使うことは、教育の中では比較的多いのですけれども。

中 川 委 員 この方針の中で「自校」というと。「自校」というのは、ちょっと自校が主体になっているから。

指 導 課 長 そうしますと、「各校」のほうがよろしいですかね。

中 川 委 員 そうですね。

指 導 課 長 「各校・各園」というような表記を。

中 川 委 員 はい。

指 導 課 長 「各校・園」。

中 川 委 員 はい。

 それから、一番最後の(14)の「九段中等教育学校が設立の意義や本校の使命を踏まえ、今後の教育内容の改善」とあるんですけど、この「今後」というのは要らないんじゃないかなというふうに思うのですが。「踏まえ、教育内容の改善・充実を図るとともに」。「今後の」というと、いつからということをはっきりしないといけないし。

 その下の行の「6年間の一貫教育を通し生徒同士が共に育み」——「育む」というのは、主体性というのか、「育む」のではなくて、何か切磋琢磨するみたいな言葉になっていたほうがいいような気がするんですけど。

指 導 課 長 そうしましたら、これは主語・述語の関係ということでしょうか。「九段中等教育学校が指導内容の改善・充実を図るとともに」、そのあとが「教育理念を達成できるように」と、学校が主体になっているのだから、ここの「生徒同士」のところも、共に育めるよとか、育むことができるよとか、そういう文末にしたほうがよろしいということでしょうか。

中 川 委 員 「図るとともに、成長し」とかという。「育む」というと……

子ども・教育部長 そうですね、目的語が必要ですよ。「育ち」とか「成長し」で。

指 導 課 長 「生徒同士が共に」……

中 川 委 員 「成長し」のほうがいいかしら。

指 導 課 長 「成長し」とか「育ち」ということで。

中 川 委 員 はい。「本校の教育理念を達成できるよう」。それだったらいいんですけど。

指 導 課 長	はい。
中 川 委 員	すみません、細かいことで。
指 導 課 長	最後の部分ですが、「共に育ち」でよろしいでしょうか。
	これはちょっと、「共に育む」の「共育」のキーワードを少し埋め込むという意図もあって作成しておりますので、今、委員にご指摘いただいたように、少しきれいに整理したいと思うのですが。
中 川 委 員	「共に」……
子ども・教育部長	「育ち」ですか。
中 川 委 員	「育ち」。もう一つ、主体性があるほうが。
指 導 課 長	「成長」。
中 川 委 員	「共に成長し」のほうがいいんじゃないですか。
指 導 課 長	はい。わかりました。「共に成長し」と。
市川委員長	ほかの委員さんは、ただいまのことで、特にご意見はございませんか。
	(「なし」の声あり)
市川委員長	それでは、そのような訂正を前提にして、本件について採決をしたいと思っています。
	本件について、賛成の委員さんには挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
市川委員長	全員賛成でございますので、ただいま申し上げたとおり決定することいたします。
	次に、議案第5号、千代田区立日比谷図書館文化館の指定管理者の指定について、図書・文化資源担当課長さんから説明をしてください。
図書・文化資源担当課長	千代田区立日比谷図書文化館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。
	まず、本日午前、日比谷図書文化館の指定管理者候補者選定委員会を開催いたしました。
	選定委員会では、まず応募者である小学館集英社プロダクションを代表企業とする日比谷ルネッサンスグループからの提出書類に基づき、まず、応募資格に係る書類審査を行い、次に事業計画等に関するヒアリング審査を実施し、最終的に委員会として、日比谷ルネッサンスグループを指定管理者候補者に選定いたしました。
	指定管理者の指定に当たりましては、地方自治法の規定に基づき、あらかじめ議会に議決を受けなければならないので、今回、区議会第1回定例会に提案するものであります。
	まず、1番です。公の施設の名称及び所在地は、千代田区立日比谷図書文化館、東京都千代田区日比谷公園1番4号。
	2、指定管理者の名称及び主たる事務所。日比谷ルネッサンスグループ。代表企業、株式会社小学館集英社プロダクション、東京都千代田区神田神保町2丁目30番地、昭和ビル。構成企業、大日本印刷株式会社、株式会社シェアード・ビジョン、大星ビル管理株式会社、株式会社図書館流通センター。

3、指定の期間は、平成23年9月1日から平成29年3月31日まで、5年7ヶ月を予定しております。

では、参考資料をごらんください。開館までのスケジュールについて、簡単に説明させていただきたいと思います。

これはその以前からの経緯ですが、まず平成21年10月に指定管理者の予定者である運営事業者として、日比谷ルネッサンスグループを選定し、改修工事の実施設計への協力や、図書資料・展示資料の継続的整備等、開設準備業務をこれまで行ってまいりました。

建物の改修工事が昨年6月から始まりまして、こちらはアスベストが見つかり、除去作業が追加作業として加わりまして、工事契約に変更が必要になりましたが、昨年11月20日にアスベストの除去作業も終了し、本年の9月末までに改修工事が終わるめどが立ちましたので、昨年12月から指定管理者の指定手続に入っております。

本日、指定管理者の候補者を選定しましたので、今回の第1回定例会で指定管理者の指定の議決を得て、3月に正式に指定管理者として指定してまいります。その後ですが、4月から指定管理業務に関連します協定書の締結に向けた協議に入りまして、これを8月末までに協定書を締結し、9月1日から指定管理業務を開始いたします。9月から約2カ月間の準備期間を経て、今年の10月末あるいは11月の初めにオープンする予定でおります。

説明は以上になります。

市川委員長

説明はただいま伺ったとおりですが、何かご発言がありましたら、どうぞお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、本件につきましては、議案でございますので、採決をしたいと思います。

賛成の委員さんには、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、案のとおり決定することにいたします。

図書・文化資源担当課長

よろしくをお願いいたします。

子ども総務課長

この案件につきましても、先ほどの条例案件同様、後ほど区長から教育委員会に対して意見聴取がございます。その際に、ただいまの議決内容に相違がなければ、教育委員会として異議のない旨の回答をさせていただきたいと思いますので、その点、ご了承いただきたいと思います。

市川委員長

ただいまの発言、よろしゅうございましょうか。内容に変更がなければ、異議はないということで。

(了 承)

市川委員長

それでは、そのように取り計らってください。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 平成23年度予算(案)の概要

子ども支援課

(1) 千代田区高校生等医療費助成条例の制定

(2) 区立幼稚園の学級編制基準(案)のパブリックコメント結果

学務課

(1) 九段中等教育学校 出願状況

市川委員長

それでは、次に移ります。日程の第2、報告でございます。

最初に、子ども・教育部長から報告がございます。お願いします。

子ども・教育部長

平成23年度予算(案)でございますが、これまでもこの委員会で何回かご報告させていただきましたけども、先般、策定をし、お手元に「区の仕事のあらまし」という冊子がございますが、これに載せさせていただきました。

内容は、これまでにご報告させていただいたところでございますが、写真ですとかグラフ、表などを載せまして、できる限り区民の皆様にはわかりやすくというコンセプトのもとで作成したものでございます。

本日は、本書の構成のみ、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

何ページか、目次の後をおめくりいただきまして、1ページですが、Iのところですが、予算編成の概況が記載されてございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。下の方、各会計予算の編成状況ですが、一般会計で489億1,800万円ということで、対前年度比の10.1%の増となっております。これは主に、麹町中学校の整備、九段中等教育学校改修整備、また、日比谷図書文化館施設整備等の投資的経費の増によるものでございます。

また3ページおめくりいただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。歳出予算の目的別の内訳でございます。7番、子ども・教育費でございますが、108億5,500万円余ということで、全体の中の22.2%、一番大きい率を占めております。対前年度比では10.7%の増、これは先ほど申し上げましたように、麹町中学校の整備ですとか九段中等教育学校の改修整備、また私立保育所補助金、また子ども手当などの増によるものでございます。

また、ページをおめくりいただきまして、11ページからは、特に重点的に取り組む施策が記載されておりますが、このページの⑥から⑨に子ども・教育部関連の記載がございますけども、22ページ以降になります。それぞれ、来年度予算で重点的に取り組む事項が記載されております。

次に、27ページからは、各部門の主要事業の概要が記載されています。子ども・教育部は151ページからになります。

これまでもこの委員会で何度か予算案をお示ししてまいりましたが、それはこちらの各ページの校正中のものをお示したもので、確定したものが

151ページから記載されています。説明は省略させていただきます。

次に、231ページ以降は、財政運営の状況などが附属資料として記載されており、261ページには、この間何度かご報告させていただきました、子ども・教育部の予算編成方針が記載されております。

以上が本書の構成となっております。後ほど、お目通しいただければと思います。

なお、前回の委員会でもご説明させていただきましたが、先週の木曜日に区議会に内示をし、そして翌金曜日にプレス発表いたしました。土曜日の新聞には、スクールライフサポーターの新設とか、昌平の幼保一体施設、二番町私立保育所、高校生の医療費助成、特別支援学級登校時通学支援などが取り上げられております。

報告は以上でございます。

市川委員長 何かご発言ありましたら、どうぞ。特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、次に移りたいと思います。次は、子ども支援課長からですか。お願いします。

子ども支援課長 子ども支援課から2点ご報告をさせていただきます。

1点目でございます。千代田区高校生等医療費助成条例の制定についてというものでございます。

こちらの条例の制定の理由でございますけれども、平成5年に千代田区では乳幼児医療費の助成を開始いたしまして、平成19年10月には、対象を中学生にまで拡大をしております。その後の社会経済情勢の変化等に伴いまして、保護者の経済的負担が増加をしているという部分、あるいは、区では18歳までを子ども支援の対象としているという、その2点がございまして、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的としまして、新たな条例を制定するものです。

内容といたしましては、中学校卒業後の4月1日から丸3年間、18歳に達した日以降最初の3月31日までにあるお子さんを対象といたしまして、医療費助成を新たに行うものになります。

平成23年度につきましては、経過措置といたしまして、一たん医療費を窓口でお支払いいただいた後、区のほうでお返しをする償還払いとして実施し、24年度以降については、中学生等と同様に、窓口負担をなしに受診をできるようにしていきたいということになります。

助成の範囲でございますけれども、保険適用診療の自己負担相当分ということになりまして、中学生までと同様の考えになります。

対象といたしましては、区内在住の高校生等で国民健康保険または社会保険等の被保険者にある方。

対象外といたしまして、高校生相当年齢ですので、婚姻可能年齢、女性16歳、男性18歳は婚姻可能年齢に達しますが、結婚している方は対象外としま

	す。また、就職等の理由により保護者の扶養親族から外れた方、こちらも対象外として取り扱わせていただくと考えております。 条例の施行期日、本年4月1日を予定しております。 添付資料といたしまして、条例（案）を3ページにわたりましてつけさせていただきます。 高校生医療費助成の条例（案）の説明は以上でございます。
市川委員長	説明は以上ですか。
子ども支援課長	はい。
市川委員長	お聞き及びのとおりでございますが、何かございましたらどうぞ。
	よろしゅうございますか。
中川委員	ちょっと、良いですか。結婚していると、どうしていけないんですか。
子ども支援課長	保護者の経済的負担の軽減というのが制定の理由の中に入っていて、結婚された段階で、要は保護者の方の扶養からは外れるという部分がありますし、婚姻をすると、みなし成人——言葉はあれなんです、成人と同等の権利・義務の発生もありますので、対象外というふうに考えました。
教 育 長	子どもじゃないですから。
中川委員	子どもじゃないからね。
市川委員長	もう、法律的にそうなんだね。これは「高校生」という言葉があつて、資料にね、きちんとした定義として、15歳に達した日以降の最初の4月1日から18歳に達した最初の3月31日までと、こういうふうになっているんで。ちょっと考えると、差異があるような気がするんだよね。早生まれの人なんていうのは、18歳未満で高校を卒業する子がいるじゃないんですか。そんなことはないんですか。3月31日だから良いんですかね。
子ども支援課長	はい。学齢ですと、4月1日ですけども、民法上の年の数え方は前日をもってというのがありますので、4月1日生まれの子が満18歳に達するのは、細かいことを言っちゃうと3月31日で達しますので、問題はないというふうに。
市川委員長	問題はないですか。
子ども支援課長	はい。
市川委員長	早生まれの子は17歳何カ月で卒業するということはないですか。
子ども支援課長	あ、卒業式自体は17歳という満年齢になるかと思いますが、4月1日までの間に確実に18歳になりますので、そういう意味では問題はない。そういうふうに。
市川委員長	そうか。高校生という言い方と、矛盾しないよね。高校生という言い方は非常にわかりやすいですよ。中学生までと。それで、高校生ということを持ってくるんだろうと思うんだけど。矛盾しないならいいんです。ちょっと、疑問に思ったもんだから。
子ども支援課長	高校3年生で一番遅く誕生日の来る子が4月1日生まれの子になるかと思っています。
市川委員長	うん。じゃあ、矛盾しないですな。

子ども支援課長 市川委員長 子ども支援課長 市川委員長 子ども支援課長	大丈夫です。 そりゃ、まあ、基本のキだね。 そこを間違えては…… どうしようもないわね。はい、ありがとうございます。 それでは、区立幼稚園のパブリックコメントね。お願いします。 子ども支援課のほうから、もう一件ご報告させていただきたいと思いま す。 昨年11月20日から12月6日までの間に意見募集を行いました、区立幼稚園の学級編制基準（案）のパブリックコメントの結果についてでございます。 お寄せいただきましたご意見が合計36件ございました。内訳といたしまして、郵送でいただいたもの1件、ファクシミリでいただいたもの24件、電子メールでいただいたものが11件でございます。 意見の概要といたしまして、大きく2つに分けさせていただいております。 1つ目が学級編制基準に対する直接のご意見。こちらにつきましては、4点書かせていただいているんですが、より豊かな教育活動を考えると、学級編制基準は大切な基準になるのではないかと。学級編制基準の適用時期は、地域や保護者との協議を踏まえて決定してほしい。学級編制基準の適用時期を延期してほしい。少人数でも教育に欠けるとは思えないという4点でございます。 その他の意見といたしまして、子どもの数が少ないということでございましたので、「複式学級」にしてはいかかがか。あるいは、保護者のニーズにあった幼稚園運営をしてほしい。逆に、保護者ニーズに合わせるだけでなく、子どもの目線に立った幼児教育施設にしてほしい。あと、こども園構想は時代に適合している。制度が現状にそぐわないなら、柔軟な対応を取ることが重要である。保育園を選択する方が増えているのであれば、時代のニーズにあった形に幼稚園を変化させていけば良い。将来的に小学校も廃校になるのではないかと不安である。小学校と併設の幼稚園を存続してほしい。十分すぎるほど熟考して、慎重に進めてもらいたい。兄弟が別々の学校・園になるのは困る。園庭がない、人数が少ないといった不安が付きまとっている。少人数の園を希望する人も意外と多いのではないかと。といったご意見に大別させていただきました。 今後は、教育委員会の席でご議論をいただきまして、この学級編制基準の制定に向けてのご議論をお願いしたいと考えております。 以上でございます。
市川委員長 子ども支援課長 市川委員長 古川委員	甲論、乙論、賛成、反対、入りまじっているようすな。 はい。 ということでございますが、何かございますでしょうか。 編制の基準の適用時期を延期してほしいという意見で、その理由はありませんでしたか。

子ども支援課長	このパブリックコメントを出したときに、Q&Aをこちらで考えてつくった中に、「平成24年の適用を」というような文言が書いてございました。その部分で、24年というのは早過ぎるのではないかというご意見だったかと思っております。
市川委員長	いかがでしょうか。
次世代育成担当部長	ちょっといいですか。
市川委員長	はい。どうぞ。
次世代育成担当部長	補足させていただきます。23年度、今年4月の新入園、新3歳児募集を昨年の11月にしたわけですが、この学級編制基準の、6人未満になる幼稚園が、実は1園出てくる可能性が今現在で、あります。そうした保護者の皆さんから、やはり非常に不安だという声を聞いておりまして。そこで、適用時期について、全く明言はしていないわけですが、延期してほしいというお考えが出てきたと思います。既に、何度かお話し合いをさせていただいているんですが、基本的に、協議中であれば適用するということは当然しないし、ましてや遡及して適用するようなことはしませんよということはお話をさせていただいています。
	ですので、23年度は6人未満という状況で、ちょっと何人になるかは今現在わかりませんが、引き続き、これまでどおり幼稚園運営をさせていただくと。ただ、早急に、今後の幼稚園のあり方について、地元の皆さん、保護者の皆さんと協議を開始しなければいけないという状況になっているということでございます。
市川委員長	本件につきましていかがですか。
中川委員	きょうだいが別々の学校・園になるのは困るというのが下から3つ目に出ているんですけど、現実問題としてどういう場合にそういうことが。
次世代育成担当部長	今、千代田区の場合はこども園が2園ありますけれども、小学校8校のうち6校に幼稚園が併設ということになっています。ですから、上の子が小学生、下の子が幼稚園児という場合に、もし幼稚園が編制をしないということになると、どこか近接する幼稚園に下の子だけが行かなきゃいけない。そういうケースを想定されてのご意見だと思います。
市川委員長	確かに一緒にのほうがいいことはいいけど。これ、千代田区みたいに子どもの数が少ないからこういうことが言えるんであって。もっと子どもの多いところでは、こういうふうに言われても、できないよね。例えば足立区だとか世田谷区なんかは無理ですよ、こういうのって。いずれ、兄弟だからって同じ学校へ通い続けるということはないわけだから、その辺も議論の余地がないわけではないですね。千代田区の場合は、割合とそういうことは配慮できるんじゃないかな。
	ほかにいかがでしょうか。
古川委員	コメントの数なんですけど、意外に少なかったのかなと思ったんですが。あと、賛成、反対の意見があると思うんですが、反対の意見のほうが大きいという感じではない、という印象ですが。

次世代育成担当部長	賛成か反対かという聞き方をしていないので、文面を読むしかないんですが、やはり多くの意見は、この協議を踏まえて決定してほしい、もしくは、協議が整うまで適用時期を延期してほしい。もともと適用時期はコメントの中では明言をしていないわけですがけれども。そういうご意見でした。要するに、6人未満になるというのが現実の状況になってきたという状況がありますので、そういう、目の前に6人未満という数字を見た段階で、保護者の皆さんが多分不安に思われている。ですので、方向が定まるまで適用しないでくださいと。そのことについては、もう、私どものほうから事前の周知期間を置かずに基準を適用することはいたしませんよと申し上げているんですが、まだ多分不安だということだろうと思います。
市川委員長	難しいことですね。必ず反対は出るわけですから。よかれと思って提案しても、反対が多いということはあり得るわけだし、じゃあ、多数決でやるのかという話にもなりますしね。ですから、やっぱりそこら辺は、そういう現実の場面になれば、いろんなところでやっているように、話し合いしかないんですね。どういうことならご理解をいただけるのか、賛成に、全員がなくてもいいから、反対はしないとやむを得ないなというところまでいつてくれるのかという話にはなるんでしょうけど。それはこれからの話ですね。
次世代育成担当部長	はい。今日は年明け第1回目の教育委員会ということで、とりあえず集計結果だけご報告させていただきましたので、また、別途、改めてお時間をちょうだいして、適用時期も含めて、教育委員の皆さん方のご意見をちょうだいできればと思っておりますので、よろしくお願いします。
古川委員	もう一点。 少人数の園を希望する人も意外に多いんじゃないかという意見があったんですが、実際、該当の幼稚園の保護者の方と話していて、そういうふうな意見はあるんでしょうか、多いんでしょうか。あえて、そういった少人数を希望している方というのは、現状は。
次世代育成担当部長	私どもも個別に保護者の意見を伺ったわけではないので、何とも言いがたいんですが、少人数のとらえ方があるのかなと、1つそういう感じを受けています。要するに、6人未満というぐらいで少人数とか、2人、3人で少人数とおっしゃっているのか。少人数の幅が当然あります。6人未満ということになると、少人数じゃなくて過小規模だとおっしゃる方も逆にいらっしゃるという状況で。人数のとらえ方は、すごく難しいと思います。 ちなみに、22年度では、区立の幼稚園6園ありますが、6人未満のクラスはありませんでした。
古川委員	子育てをしている中で少人数の園を希望するということは、私の周りでは聞いたことがなくて。ただ、区内の幼稚園で、実際、たまたま人数が少ない学年のお母さんと話しているときに、例えば、保育参観のときに、活動の内容によっては、少人数なのでちょっと異様な感じがしたこともあったけれど、それはそれなりのアットホームな感じがあったり、それから、保護者と

次世代育成担当部長

みんなで団結できたことなどは良かった、悪くなかったという感想は聞いたことはあります。ただそれは、はじめから少人数を希望したのではなく、たまたま最寄りの園がそうであったということでした。

市川委員長

わかります。今日の資料の下から2つ目に書いてございますが、園庭がない、人数が少ないといった不安が付きまとっているというご意見が逆にあるわけで、やはり保護者の方から、また来年の新3歳児とか、再来年の新3歳児とか、そういう保護者の方が、逆に、少ないというふうに不安をお持ちの方も少なからずいらっしゃるのかなという印象は持っています。

やっぱり、行政としては、例の報告書にあるように、6人以下になると教育上問題があるんじゃないかという指摘、さらに少なければ少ないほど良いのかという、財政上の問題もありますよね。ですから、そういうことは、今後決めていくときに、大いに議論をする必要があるんだろうということになるのかもしれないね。

それでは、本件についてはよろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次は、学務課長ですね。九段中等教育学校の出願状況について、お願いします。

学務課長

それでは、私の方から九段中等教育学校の適性検査応募状況について、ご報告申し上げます。

資料をごらんください。

まず、中等の募集区分A、こちらは区民対象でございますが、募集人員、男女とも40人、計80人のところ、応募人員が、男80、女75、計155人でございます。こちら、応募倍率でいいますと、男2.00、女1.88、計1.94倍ということで、昨年に比べまして、0.08ポイント増加したところでございます。

続きまして、Bでございます。都民対象ということでございます。こちらの募集人員も男女それぞれ40の、計80でございます。応募人員は、男293、女305、計598でございます。応募倍率は、それぞれ7.33倍、7.63倍、計7.48倍ということで、こちらは昨年に比べて、0.98ポイント減になったところでございます。

ちなみに、東京都の都立中高一貫学校につきましての状況でございますが、こちらは全部で10校ございました。これにつきましては、平均の応募倍率は7.46倍ということで、前年より0.32ポイント上回ったということでございます。

今後中等教育学校の適性検査の状況でございますが、出願を終えましたので、今年は適性検査が2月3日の木曜日に行われます。そして、合格発表が2月5日の土曜日午後10時にホームページに掲載をされ、2月7日の月曜日午前9時に富士見校舎に掲示をされます。

入学手続は2月7日、2月8日の2日間という形になっております。

以上でございます。

市川委員長

説明は以上でございますが、いかがでしょうか。ご発言はありましよう

か。

今年は——指導課長に聞いたほうがいいのかな、学務課長がいいのかな、東京都全体で中高一貫校というのは増えたんですか。減ったということはないんでしょうけど。

学 務 課 長
市 川 委 員 長

はい。10校で、昨年と同じでございます。

ああ、そうですか。はい。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 平成22年度区立小学校他デジタル放送受信機等の購入

学務課

(1) インフルエンザの状況

子ども総務課

(1) 千代田区立九段中等教育学校における発達支援体制構築のための調査検討会（第1回）会議録

市 川 委 員 長
子 ども 総 務 課 長

それでは、次に行きたいと思いますが。次は、デジタル放送の話ですね。

22年度区立小学校他デジタル放送受信機等の購入についてということでございます。

この中身につきましては、後ほど学務課長よりご説明させていただきますが、この案件につきましても、契約議案といたしまして、今第1回定例会に提案をする予定になっております。現在のところは、契約の手続、これから入札等々ございまして、価格が決定されるということになるわけございまして、そうしますと、今後この案件につきましても、教育委員会としての意見を求められるというものでございます。

ただ、この契約手続との関係で、場合によって、教育委員会の定例会に間に合わずに個々にご意見をちょうだいするような場面があるかと思っておりますので、事前にこの内容につきましてご承知おきをいただきたいと思います。まして、本日ご説明をするわけでございます。

内容につきましては、学務課長からお願いします。

学 務 課 長

それでは、内容についてご説明いたします。資料のほうをごらんください。

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行のために、区の施設につきましても、それぞれテレビにつきまして、デジタル化のものを購入していくというものでございます。既にもう導入をしているものも含めて、今年度平成22年度中にすべてを代替して購入するというものでございます。

整備の内容でございますが、購入しますのは32インチ型のテレビと42インチ型のテレビ、普通教室には42インチ型のテレビを導入していきたいと考え

ております。

整備規模につきましては、この富士見小学校につきましては、もう既に整備済みですので、それ以外の小学校7校分、そして中学校2校分、そして幼稚園の6園分、計15の学校・園ということでございます。

予算規模につきましては、それぞれ書いているところで、総額で4,215万円ということでございます。

配置の考え方としましては、各校・園にヒアリング等を行いまして、据えつけ型がいいですかとか、つり下げがいいですかとかいう、そういうところの調査を行いまして、導入計画を決定したところでございます。先ほど申し上げましたが、富士見小学校、ふじみこども園等は、もう既に初度調弁にて整備を進めておりまして、九段中等教育学校につきましては、単独で今年度整備を終わっております。また、保育園、いずみこども園は現在整備中ということでございます。これによって、小学校、中学校、保育園、幼稚園、こども園につきましては、すべて整備を終える予定でございます。

以上でございます。

市川委員長

いかがですか。何かご発言があったら、どうぞ。

特にありませんか。

結局は、このとおりいくと、保育園といずみこども園だけが残るということですか。残るというんじゃないくて、計画に乗っていないということ。

学務課長

そうです。もう既に、新しくなったときに入れているということでございます。

市川委員長

わかりました。

じゃあ、よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

次は、学務課からですかね。インフルエンザ。

学務課長

では、先にインフルエンザの状況について、ご報告させていただきます。これは口頭でお知らせ申し上げます。

インフルエンザ、やはりちょっと増えてまいりまして、番町幼稚園の5歳児、うめ組でございます。こちら23名在籍しているところでございますが、7人がインフルエンザ様疾患ということで、月曜日に欠席のご連絡をいただきました。そこで、園と私どもと、あと保健所等で協議をしまして、昨日の1月24日の月曜日から今日までという形で当初予定をしておりまして、臨時休業、学級閉鎖という形の措置をとったところでございますが、今日の連絡でも、やはり7人の方、明日も出席できないということでございます。ただ、新規にインフルエンザ様疾患でお休み等をした方は増えていないということです。これ以上の拡大はないかと思いますが、慎重を期しまして、当初2日でございましたが、明日26日まで、月火水の3日間を学級閉鎖という措置をとらせていただいております。

今後、学校の休業状況につきましては、ホームページにその時点での臨時休業の措置一覧を掲載してまいりますので、よろしくお願いいたします。

市川委員長	以上でございます。 何かご発言ありますか。よろしいですか。 （「なし」の声あり）
市川委員長 子ども総務課長	特になければ、次は、子ども総務課からですか。 お手元に千代田区立九段中等教育学校における発達支援体制構築のための調査検討会の第1回目の検討会議事録がございます。配付をさせていただいております。後ほどお目通しをいただきたいなと思います。 この検討会につきましては、これまでも指導課長からご報告をさせていただいておるところでございます。昨年末に第1回目を開催をし、その際には、現状の区の取り組み、あるいは中等教育学校の取り組み、東京都全体の動きといったところを委員みんなで課題共有をしたところがございます。今後につきましては、現在、校舎改修中でございますが、新たな発達障害支援等のための設備も設けておりますので、それらの設備の活用の仕方等々のソフト面も含めまして、具体的にどのような支援体制が、人的、物的な体制が組めるのかということを検討していきたいというふうに思っております。 なお、まず、今般は第1回目ですので、そういうことでは現状の報告だということでございます。後ほどお目通しください。
市川委員長	後ほどお目通しを願いたいということでございますので、そのように、時間も押してまいりましたのでお願いをしたいと思います。 ほかに各課長さんからありますか、報告事項。特によろしいですか。 （「なし」の声あり） 教育委員さんから何かありますか。特にございませんか。 （「なし」の声あり）
市川委員長	それでは、先ほど日程の最後にいたしました、指導課の事故報告、秘密会を引き続いて行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後4時45分

— 再開 —

（以降、秘密会につき、非公開）

— 閉会 —